

社会福祉法人騏忠会浦和しぶや苑指定介護老人福祉施設運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人騏忠会が開設する指定介護老人福祉施設「浦和しぶや苑」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護・相談・援助・社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 浦和しぶや苑
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区大字中尾925番地
(介護老人福祉施設浦和しぶや苑)
- 三 定 員 82人

(施設の従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人(常勤 (介護予防)短期入所生活介護管理者兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人(非常勤 (介護予防)短期入所生活介護の医師兼務)
医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上(1人は常勤 (介護予防)短期入所生活介護相談員兼務)
生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、従業者に対する指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 5人以上(常勤3人以上 非常勤含めて常勤換算5人以上 (介護予防)短期入所生活介護看護職員兼務)
看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 23人以上(常勤18人以上 常勤・非常勤含めて常勤換算23人以上 (介護予防)短期入所生活介護職員兼務)
介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 管理栄養士 1人以上(1人は常勤 (介護予防)短期入所生活介護管理栄養士兼務)
管理栄養士は、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

- 七 機能訓練指導員 1人以上（1人は常勤（介護予防）短期入所生活介護機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員 外部委託（（介護予防）短期入所生活介護調理員兼務）
調理員は、給食の献立の作成、献立に基づき、給食を調理し、配膳等を行う。
- 九 運転手 1人以上（（介護予防）短期入所生活介護運転手兼務）
運転手は入居者の送迎を行う。
- 十 事務職員 1人以上（常勤1人以上、（介護予防）短期入所生活介護・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所事務職員兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。
- 十一 介護支援専門員等 1人以上（1人は常勤）

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 常に入居者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入居者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族(代理人)に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入居者や他の入居者の生命や身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - カ 入居者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
又、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要且つ適切な介護を行う。
 - キ 栄養、入居者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

（施設サービス計画の作成）

- 第6条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族(代理人)に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

（利用料その他の費用の額）

- 第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割

合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用 2, 140円（1日当たり）
- 二 居住に要する費用 多床室 915円、 個室 1, 231円（1日当たり）
（負担限度額認定者における食費および居住費については、別表1を参照）
- 三 その他日常生活上の便宜に係わる費用（別表2を参照）
日常生活費その他 400円（1日当たり）
行事または利用者個々の希望による食事(特別食)や娯楽費 実費
理美容代 実費
事業実施区域外の通院交通費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族(代理人)に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活を行うこと。
- 二 火気の取扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、家族(代理人)に速やかに連絡するものとする。

- 一 入居者が入院をした場合
入院の手続き及び入院中の洗濯物等の管理、入院費の支払い事務等は家族(代理人)で対応をしてもらう。
- 二 入居者が通院する場合
緊急の場合を除き、通院は家族(代理人)に付き添ってもらうようお願いする。

（事故発生時の対応）

第10条 施設は、万一事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族(代理人)、さいたま市等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済と事故の拡大防止など必要な措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応について、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行う。
- 三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 四 第1号から第3号の措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 五 施設は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(賠償責任)

第11条 事業者は、契約上のサービスを提供するにあたって、施設もしくは施設の従業員の故意や過失、もしくは契約上の注意義務に違反して入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うものとする。

ただし、その損害について、入居者の故意、過失もしくは契約上の注意義務、もしくは施設の従業員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとする。

2 入居者は、施設において、故意または過失もしくは契約上の従業員の義務に違反して、施設の従業員または他の入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うものとする。その場合、前項のただし書きを準用する。

3 事業者及び入居者は、第1項第2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第12条 施設及び従業員は、個人情報保護法等に基づき、サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

2 施設は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

3 第1項にかかわらず、入居者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、入居者又は家族(代理人)等の個人情報を用いることができるものとする。

(身体拘束等を行う場合の手続き)

第13条 施設は、入居者の状態が「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たす状態である時、緊急やむを得ず身体拘束等を選択する場合がある。

一 身体拘束等の内容、目的、時間、期間などを入居者本人や家族(代理人)に対して十分に説明し、同意を得て行う。

二 施設における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

三 施設における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

四 施設において、従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施し、適切に行うための担当者を置くものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

三 施設において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施し、適切に行うための担当者を置くものとする。

(ハラスメントの防止)

第15条 施設は、介護現場で働く従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。

2 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- 一 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 二 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 三 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該施設従業員、入居者及びその家族等が対象となるものとする。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討するものとする。

(衛生管理等)

第16条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 四 前号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第18条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 一 施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。
- 二 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- 三 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行う。
- 四 前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情処理)

第 19 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族等に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上及び必要に応じ随時を目標とする。

2 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

第7条関係

(別表1) 介護保険負担限度額認定者の食費および居住費

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300円 / 日
	第2段階認定者 390円 / 日
	第3段階認定者① 680円 / 日
	// ② 1,420 / 日
居住に要する費用	第1段階認定者
	個 室 380円 / 日
	多 床 室 0円 / 日
	第2段階認定者
	個 室 480円 / 日
	多 床 室 430円 / 日
	第3段階認定者①
	個 室 880円 / 日
	多 床 室 430円 / 日
	第3段階認定者②
	個 室 980円 / 日
	多 床 室 530円 / 日

(別表2) 日常生活費その他

日常生活費	内 容
Aセット 400円 / 日	フェイスタオル ボディタオル バスタオル ボディソープ シャンプー リンス、ハンドソープ 綿棒 ボックスティッシュ ウェットティッシュ ペーパータオル 手指消毒液 ハンドクリーム ボディーミルク 歯ブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 その他サービス
Bセット 350円 / 日	ボックスティッシュ ウェットティッシュ ペーパータオル
Cセット 0円 / 日	無

その他※(A セットに含む)…立替支払代行サービス、インターネット買い物代行サービス、嗜好品(飲み物)サービス、健康管理サービス、教養娯楽サービス、電気代サービス等を含む

●セット内容のボックスティッシュやペーパータオルなどの使用頻度が特に高い方は、個別に負担していただく場合があります

	その他の費用	内 容	料 金
※A セ ット に 含 ま れ る 費 用	※立替支払代行費	医療費・薬剤費、理美容代他、施設が立替支払いしたもの	請求先1件ごとに 500円
	※買い物代行費 (インターネットなど)	インターネットや電話で注文した買い物・立替支払代行費用含む (配送料・振込手数料が掛かる場合は実費を別途請求)	買い物1件ごとに 1,000円
	※嗜好品(飲み物)費	コーヒー、紅茶、ココア、スポーツ飲料の中から嗜好に応じて	実 費
	※健康管理費	インフルエンザやその他予防接種事務費用	予防接種1件ごとに 1,000円
	※教養娯楽費	イベント参加料(プレゼント代含む)、材料費等	実 費
	※個人用電化製品 電気代	電化製品1つ(1コンセント)につき	1コンセントごとに 50円/日
	理美容代 (交通費等含む)	入居者希望による訪問理美容ご利用の場合(料金は別紙参照)	実 費
	買い物代行費 (店舗)	店舗への買い物・立替支払代行費用含む	買い物1件ごとに 2,000円
	TVレンタル代	入居者希望によるTVレンタル代(電気代別)	1台 50円/日
	事務代行費	入居者希望による事務代行費用	1件ごとに 500円
	事業実施区域外 通院交通費	事業実施区域外への通院交通費	走行距離に付き 100円/km
	嘱託医指示以外の 通院付添費用	入居者希望による通院送迎や付添が必要な場合	車代 走行距離に付き 300円/km 付添 30分 1,000円

社会福祉法人騏忠会浦和しぶや苑指定(介護予防)短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人騏忠会（以下、「事業者」という。）が、指定介護老人福祉施設「浦和しぶや苑」（以下「施設」という。）と併設して開設する指定(介護予防)短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定(介護予防)短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が(要支援)要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である(要支援者)要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター・居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 浦和しぶや苑(介護予防)短期入所生活介護事業所
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区大字中尾925番地
(介護老人福祉施設浦和しぶや苑内)
- 三 定 員 空床利用型82人

(事業所の従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤 介護老人福祉施設施設長兼務)
- 二 医 師 1人(非常勤 介護老人福祉施設医師兼務)
医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 三 生活相談員 1人以上(1人は常勤 介護老人福祉施設相談員兼務)
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 5人以上(常勤3人以上 非常勤含めて常勤換算5人以上 介護老人福祉施設看護職員兼務)
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 23人以上(常勤18人以上 常勤・非常勤含めて常勤換算23人以上 介護老人福祉施設介護職員兼務 常勤1人介護老人福祉施設介護支援専門員等兼務)
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

- 六 管理栄養士 1人以上（1人は常勤 介護老人福祉施設管理栄養士兼務）
管理栄養士は、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員 1人以上（1人は常勤 介護老人福祉施設機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員 外部委託（介護老人福祉施設調理員兼務）
調理員は、給食の献立の作成、献立に基づき、給食を調理し、配膳等を行う。
- 九 運転手 1人以上（介護老人福祉施設運転手兼務）
運転手は利用者の送迎を行う。
- 十 事務職員 1人以上（常勤1人以上 介護老人福祉施設・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所事務職員兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第5条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- 二 利用者は、（介護予防）短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する（介護予防）短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 （介護予防）短期入所生活介護従事者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- 五 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定（介護予防）短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある（要支援者）要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（（介護予防）短期入所生活介護計画の作成）

- 第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の（介護予防）短期入所生活介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の（介護予防）短期入所生活介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 3 （介護予防）短期入所生活介護計画作成に当たっては、既に（介護予防サービス計画）居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 食事の提供に要する費用

2, 140円(1日当たり)

(内訳) 朝食603円 昼食727円 間食121円 夕食689円

二 居住に要する費用 多床室 915円、 個室 1,231円(1日当たり)

(負担限度額認定者における食費および居住費については、別表を参照)

三 その他日常生活の便宜に係わる費用

日常生活費その他 400円(1日当たり)(別表2を参照)

行事または利用者個々の希望による食事(特別食)や娯楽費 実費

理美容代 実費

TVリース代 50円(1日当たり)

四 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 予約日程のキャンセルについて、前日14時までに連絡がない時はキャンセル料(食事代1日分2,140円)の支払いを受ける場合がある。

(送迎の実施地域)

第8条 送迎の実施地域は、さいたま市緑区・浦和区・南区の区域とする。

ただし、上記以外の区域でも相談に応じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 施設は、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、さいたま市等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済と事故の拡大防止など必要な措置を講じるものとする。

一 事故が発生した場合の対応について、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備する。

- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行う。
- 三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 四 第1号から第3号の措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- 五 施設は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(賠償責任)

第12条 事業者は、契約上のサービスを提供するにあたって、施設もしくは施設の従業者の故意や過失、もしくは契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うものとする。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくは契約上の注意義務、もしくは施設の従業者の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとする。

- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくは契約上の従業者の義務に違反して、施設の従業者または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負うものとする。その場合、前項のただし書きを準用する。
- 3 事業者及び利用者は、第1項第2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとする。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第13条 施設及び従業者は、個人情報保護法等に基づき、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

- 2 施設は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 3 第1項にかかわらず、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は家族等の個人情報をを用いることができるものとする。

(身体拘束等を行う場合の手続き)

第14条 施設は、入居者の状態が「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たす状態である時、緊急やむを得ず身体拘束等を選択する場合がある。

- 一 身体拘束等の内容、目的、時間、期間などを利用者本人や家族(代理人)に対して十分に説明し、同意を得て行う。
- 二 施設における身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三 施設における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 四 施設において、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施し、適切に行うための担当者を置くものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施し、適切に行うための担当者を置くものとする。

(ハラスメントの防止)

第16条 施設は、介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むものとする。

2 施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- 一 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- 二 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 三 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該施設従業者、利用者及びその家族等が対象となるものとする。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討するものとする。

(衛生管理等)

第17条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的(3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 四 前号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

第18条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 一 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第19条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 一 施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。
- 二 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- 三 定期的に避難、救出、その他必要な訓練（夜間想定訓練を含む。）を行う。
- 四 前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（苦情処理）

第 20 条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族等に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上及び必要に応じ随時を目標とする。

2 この規程に定めるもののほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

第7条関係

(別表1) 介護保険負担限度額認定者の食費および居住費

料 金 の 種 類	金 額
食事の提供に要する費用	第1段階認定者 300円 / 日
	第2段階認定者 600円 / 日
	第3段階認定者① 1,030円 / 日
	第3段階認定者② 1,360円 / 日
居住に要する費用	第1段階認定者
	個 室 380円 / 日
	多 床 室 0円 / 日
	第2段階認定者
	個 室 480円 / 日
	多 床 室 430円 / 日
	第3段階認定者①
	個 室 880円 / 日
	多 床 室 430円 / 日
	第3段階認定者②
	個 室 980円 / 日
	多 床 室 530円 / 日

(別表2) 日常生活費その他

分 類	内 容
Aセット 400円 / 日	フェイスタオル ボディタオル バスタオル ボディソープ シャンプー リンス、ハンドソープ 綿棒 ボックスティッシュ ウェットティッシュ ペーパータオル 手指消毒液 ハンドクリーム ボディーミルク 歯ブラシ 歯磨き粉 義歯洗浄剤 その他(飲み物、電気代)
Bセット 350円 / 日	ボックスティッシュ ウェットティッシュ ペーパータオル
Cセット 0円 / 日	無